

令和2年度

第1回 佐々町農業委員会総会議事録

令和2年4月27日（月）

佐々町農業委員会

令和2年4月 第1回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年4月27日(月)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 令和2年4月27日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
11	寶持 雅祥 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について（4件）

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書

(4) 審議事項

第1号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第2号議案 非農地通知申出書について（野寄地区）

第3号議案 非農地通知申出書について（里地区）

(4) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進

②5月定例会の日程について

③その他

・農業者年金加入推進部長について

・農地等の利用の最適化の推進に向けて

事務局長（金子 剛君） それでは、時間、ちょっと早いようですがれども、皆様おそろいで
すので始めさせていただきます。

ただいまから令和2年度第1回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、藤永会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。御挨拶、一言申し上げます。

今日は非常にいい天気に恵まれました。これまで非常にこの春、天気が悪くて、いろいろ仕事に支障されていたんではないかと思いますけれども、このごろになってようやく天気がよくなつたようですし、また今後も、見通しとしては、週間予報などを見ますと非常にいい天気が続くような気配であります。

そういう中で、皆さん方もそれぞれお忙しい中、今日はこうして令和2年度の第1回目の農業委員会の総会ということで御案内を申し上げましたところ、皆様、繰り合わせをいただきながら御出席くださいましたこと、厚くお礼申し上げます。

もう御存じのように、コロナウィルスの対策等で非常に大きな、大変な事態になってきております。そういう中にあって、この会にしましても、事務局としても事務局長も心配しております。通常どおりやっていいかどうかということで考えていたんですけども、県の農業会議のほうからも、十分自粛しながら、その点には留意していただきたいというふうな指摘もあっていましたということで。

県下の情勢、聞いてみると、21市町全て、うちも含めまして、いろいろ検討しながらもやっぱり総会は通常に行うということになったということでございましたので、それに合わせまして、その中で、局長が申し上げましたように非常に注意をしながら、時間を短縮といいますか、お互いに注意をしながら進めてほしいということでございますので、皆さん全員マスクをしていただいておりますように、窓も開けながら、3密を避けながらやっていきたいということでございますので、そういうことで今日も通常総会をしたわけでございますので、御了解をいただきたいというふうに思う次第であります。

そういうことで、局長が申し上げましたように、案件、少のうもありますけれども、できるだけ早目に終えてコロナ対策の一つにしたいと思っておりますので、御協力のほどをお願いを申し上げる次第です。

そういうことで、どうぞ最後まで慎重審議いただきますことをお願いしながら、簡単ですけれども、挨拶に代えたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

本日の出席委員につきましては12名で、1名、寶持委員のほうから欠席の報告が上がっております。最適化推進委員の方につきましては全員出席でございます。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を藤永会長にお願いをいたします。

会長（藤永 九市君） それでは、議長を務めさせていただきます。

農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。お諮りいたします。 （「異議なし」の声あり） ありがとうございます。それでは、日程どおり進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることになっておりますので、8番の池田委員、9番濱野委員、御両名を指名いたしますのでよろしくお願ひします。

以上、日程（2）を終わらせていただきます。

それでは、日程（3）の報告事項に入ります。

報告第1号 一時転用届出書の4件について、事務局のほうから説明を求めたいと思います。事務局長。まとめてお願ひします。

事務局長（金子 剛君） それでは、まず1ページをお願いいたします。朗読説明いたします。
一時転用届出書。

借人、佐々町役場建設課建設課長、〇〇〇〇。貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作人、同じでございます。

施工業者、株式会社〇〇〇〇、〇〇〇〇。

一時転用の目的でございますけども、令和元年災、普通河川江里川河川災害復旧工事1工区を施工するに当たり、仮設の道路として使用するためということでございます。

施工場所につきましては、松瀬免の字狩立21の1。地目、田。地籍、1695m²のうち318m²が一時転用の仮設道路の申請でございます。

工事期間につきましては、許可日から令和2年6月30日までございます。

それから、5ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

一時転用届出書。

借人、佐々町役場建設課建設課長、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

施工業者、株式会社〇〇〇〇、〇〇〇〇。

目的でございますが、令和元年災、普通河川江里川河川災害復旧工事1工区を施工する

に当たり、仮設の道路として使用するため。

農地の所在でございますが、松瀬免字狩立22の1。地目、田。地籍、 1207m^2 のうち 125m^2 が一時転用面積となっております。

工事期間が、許可日、令和2年6月30日。

まず、この2件につきましては、今回がもう3回目、延長延長ということでの一時転用となっております。

それから、9ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

一時転用届出書。

借人、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

施工業者、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、〇〇〇〇。

現場代理人、〇〇〇〇。

一時転用の目的でございますが、令和元年度の令和元年災、査定第1196号、町道小春露切橋線災害復旧工事2工区を施工するに当たり、資材置場として使用したいということで今回出ております。

施工の場所につきましては、江里免字日蔭313番。地目、田。地籍、 741m^2 のうち 30m^2 。

工事期間、許可日、令和2年8月11日まで。

続きまして、13ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

一時転用届出書。

借人、佐々町役場建設課建設課長、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じでございます。

施工業者、株式会社〇〇〇〇、〇〇〇〇。

目的につきましては、令和元年度令和元年災、町道江里線災害復旧工事2工区を施工するに当たり、仮設道路として使用するため。

施工の場所でございますが、佐々町松瀬免字堺松503の1。地目、田。地籍、 481m^2 のうち 72m^2 が一時転用面積でございます。

工事期間が許可日から令和2年7月14日まででございます。

一時転用報告につきましては、以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。今、事務局長のほうから、報告第1号としまして、4件まとめて説明をいただきました。全て復旧工事に関する一時転用届でございます。これにつきまして、地元委員さんから何かございましたらお願いしたいと思いますが、

ございますか。

17番（湯村 速雄君） 別にありませんけど、よろしくお願ひします。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。皆さんから、この件につきまして御意見、御質問ございましたらお願ひしたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君） すいません。この一時転用につきましては、この前、五役会のほうでもちよつと質疑のほうが出たんですけども、この一時転用の間は一部を利用しますけど、当然、一部を利用するに当たり耕作ができないという状況でございます。建設課のほうに確認をいたしまして、その辺の借地等の関係を確認いたしたところ、この一部だけの借地料ということで設計の段階で組んでいるということでございます。その部分だけの借地料を佐々町から支払うというような状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。何かこの件についてございませんか。8番。

8番（池田 邦義君） ちょっと今の局長の回答ですけど、この場合、ちょっと今、 72m^2 とか、そういう面積を結局、仮設道路みたいに、工事用道路みたいに造っていますけども、この田の1筆はそのまま使用できないわけでしょう。そこら辺は、賃貸借でもう話はついているんですか。そこら辺、田の1筆、例えば物納なら物納で何物か払う、その分だけは、その平米の分だけは役場が金納で払うという話に、それは耕作者との話はできているんですか。そこら辺今後の、私の勉強不足かもしれませんけど、今後のためにちょっとお聞きしたいんですけど。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） そこは、建設課とも、先ほど言いましたとおり確認をとっておりますけど、建設課のほうとしては設計の段階でその部分だけしか払わないということだったんです。だから、あとは補償しないのかと補償といいますか、しないのかという確認をとっておりますけど、そこはちょっと今のところは考えていないということです。なので、こちらの要望としても、そこまで見てもらうように今後検討をお願いしたいということで建設課のほうには要望を出しております。

8番（池田 邦義君） それは、回答は来るわけですね。

事務局長（金子 剛君） 返ってきます。

会長（藤永 九市君） 今の御質問ですけれども、局長が申し上げましたように、五役会でもその話、出たわけです。これは当然、全面的に考えなきやならんだろうというふうなことをおっしゃっていましたけれども、おっしゃるとおりだと思います。その部分だけで、後まで犠牲になるような形になるもんですから、それが本当だらうと思っていますので、今後、

このことについては要望しながら検討していく必要があると思っておりますので。ありがとうございました。

8番（池田 邦義君） 極端に言えば、一時転用の一番初めの5ページ、これは地籍が $1,207\text{m}^2$ 、一時転用面積が 125m^2 、大半は結局、田が造れるわけですね、一旦。そこの部分が、結局、建設課としてあぜを造ってくれて、残りを造れるようにしてくれるのか、耕作できるようにしてくれるのかどうかです。だからもう全部面倒見てくれるならそれが一番、耕作者はいいかもしれませんしね。そこら辺が、大半が残っているということは結局耕作できるわけでしょう。そこら辺が、耕作者との話がうまくいっているのかなと。それは今後回答があると思いますけど、そこら辺は、ぜひ報告お願いしたいと思います。

事務局長（金子 剛君） わかりました。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。関連して、ほかに皆さんございませんか。ないようございましたら、この報告事項案件につきましては終わらせていただきたいと思いますが、ようございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書についてということで、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、19ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

下記の土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知しますということで今回出ております。

2番目の土地の所在でございますけども、4筆ございまして、今回の解約は斜線を引いているところの下の3筆でございます。野寄免字小黒石124の1、 $1,400\text{m}^2$ 。同じく、野寄免字小黒石125の1、 $2,200\text{m}^2$ 。3筆目が、野寄免字上木場614の1、 $2,340\text{m}^2$ のうち $1,000\text{m}^2$ でございます。

賃貸借の解約の申し入れをした日が令和2年の4月1日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、令和2年の4月1日、土地の引渡し期間が令和2年の4月1日でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 事務局からの説明が終わりました。皆さん方からの御意見、御質問ございませんでしょうか。ありませんか。ないようでございましたら、この報告第2号についてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、報告事項1号、2号終わりましたので、次の日程（4）審議事項に入りたい

と思います。

審議事項第1号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。これにつきまして、事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の22ページをお願いいたします。

第1号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので本委員会の承認を求める。

令和2年4月27日、佐々町農業委員会会長。

23ページをお願いいたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書、新規でございます。

まず、番号1番の権利の設定を行うもの（貸し手農家）、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行うもの（借り手農家）、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

土地の所在、栗林免字小黒石。地番、454の1。地目、畑。面積が879m²。借り手農家の耕作面積3万3,979m²。権利の種類、賃借権。区域区分、農用地。

今回の設定内容が、金納の年3,000円の3年間。

ほか3件でございますが、集積の面積、田が5,659m²、畑が1,389m²、合計の7,048m²でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。これにつきまして、何か皆さん方から御質問ございませんでしょうか。ないようでございますので、質疑については終わらせていただきます。

これより採決を行います。第1号議案 農地利用集積について、承認される方の賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員承認をいただきましたので、承認することに決しました。ありがとうございます。

次に、第2号議案 非農地通知申出書についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の24ページをお願いいたします。

議案第2号 非農地通知申出書による判断について。非農地判断の申し出があつた土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地については、別紙のとおりでございます。

令和2年4月27日、佐々町農業委員会会長。25ページをお願いいたします。非農地通知申出書でございます。

所有者の住所でございますが、〇〇〇〇、〇〇〇〇。申出人が今回ついておりますけども、まず、住所が〇〇〇〇、この方につきましては不在者財産管理人ということで、〇〇〇〇さん、裁判所のほうから指名を受けておられるということです。というのも、この〇〇〇〇さんが不明ということで、裁判所から今回、財産管理人ということで〇〇〇〇さんのほうが管理人になって申し出をされているという状況でございます。

下記土地は、自然荒廃により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことを申し出ます。土地の所在でございます。北松浦郡佐々町平野免字立岩613番8。地目、登記簿畠、現況山林。面積、177m²でございます。次、26ページをお願いいたします。この件につきましては、令和2年の3月30日16時から17時、1時間にかけまして現場の確認を行っております。申出人につきましては、先ほどの〇〇〇〇司法書士事務所、財産管理人指定の担当の〇〇〇〇様。それから、農業振興地域の整備計画との関係でございますが、農業振興地外、農用地区域外ということでございます。

調査の意見でございますが、調査の結果、長期にわたり管理されていない様子であり、木等が生い茂り現況は山林化しているということで、再生不可能と判断をいたしております。調査委員につきましては、地元委員の筒井委員と築城委員、それから事務局金子で現場確認をしているところでございます。場所につきましては、28ページをお願いいたします。以前、農地法転用許可申請で〇〇〇〇さんが建て売りの4軒、あのときの申請が出た場所です。〇〇〇〇さんから千本のほうに上る途中に、以前、〇〇〇〇というのがあったと思うんですが、そこから野寄の、平野のほうにぐっと上に上がったすぐのところでございます。ここが申請地という状況でございます。現況につきましては、この写真、30ページをご覧いただきますと、ちょうどこの赤マジックで囲っているところが申請地でございますが、ごらんのとおり、山林化しているということで、農地には再生不可能ということで判断をしているという状況でございます。以上でございます。

会長（藤永 九市君） 今、事務局からの説明が終わりました。現地調査に当たっていただきました地元委員のお二人、どちらからでも。地元委員としての御説明、ございましたらお願ひしたいと思います。はい、どうぞ。

事務局長（金子 剛君） 筒井さん、すいません。マイクをつけてもらってよろしいですか。

18番（筒井 浩一君） 場所としては、平野に上っていくところの途中で、いつも私が通っているところの場所でありますて、これはもう、農地というか、全部のり面になつておりますて、もう到底、畠とは私たちも思うとらんやつたところでありますて、もう本当、山林化して、山だろうと思っておりました。畠としては、もう全然できないと思います。よろしくお願ひします。

会長（藤永 九市君） どうもありがとうございます。これにつきまして、皆さん方から御質問、御意見ございましたらお願いいいたします。何かございませんか。ないようでございますので、質疑を終わらせさせていただきます。それでは、採決を行います。第3号議案について、承認される方の賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全会一致で賛成をいただきました。承認をすることといたします。ありがとうございます。

それでは、第3号 非農地通知申し出についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の31ページをお願いいたします。

議案第3号 非農地通知申出書による判断について。非農地判断の申し出があった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙のとおりでございます。令和2年4月27日、佐々町農業委員会会长。32ページをお願いいたします。非農地通知の申出書でございます。申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地は、自然荒廃により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことを申し出ます。

土地の所在、佐々町羽須和免字社ノ元475番4。地目、登記簿畠、現況山林。面積が107m²でございます。続きまして、33ページをお願いいたします。

ここにつきましても現地の調査を行っております。調査日が令和2年4月10日金曜日、13時30分から14時の間でございます。農業振興地域の整備計画との関係、農業振興地域外、農用地区域外でございます。調査の意見でございますが、長期にわたり管理されていない様子でございます。木等が生い茂り、現況は山林化しており、今後農地として再生不可能と判断をいたしております。調査員につきましては、地元の吉永委員、それから事務局金子で確認を行っているという状況でございます。場所につきましては、36ページをお願いいたします。国道の204号から、今、〇〇〇〇がございますが、〇〇〇〇から千本に上る道でございます。ここから上りまして、ちょうど〇〇〇〇さんが途中にあると思いますが、それをぐっと上に上がった、ちょうどカーブした付近です。ここが申請箇所というふうになっております。39ページを見ていただきますと、写真を載せております。〇〇〇〇さんから上にぐっと上がりまして、ちょうどカーブした、この赤枠のところです。ここにつきましてはもう山林化しているということで、今回、非農地の申出書で山林というふうに判断をさせていただいております。以上でございます。

会長（藤永 九市君） 事務局からの説明が終わりました。地元委員の説明、ございますか。お願いします。12番。

12番（吉永 勝彦君） 事務局長からの説明でございます。皆様の御判断をよろしくお願いします。

会長（藤永 九市君） それでは、どうぞ皆さん方からの御意見、御質問ございましたらよろしくお願いします。何かございませんか。ないようでございますので、これにつきましても採決を行いたいと思います。

第3号議案について、承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全会一致で承認をいただきました。非農地として判断することいたします。ありがとうございます。

それでは次に、日程（5）のその他に移ります。事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） まず、（5）のその他、①でございます。これは毎年年度初めにお願いしているところでございますが、農業者年金加入推進と全国農業新聞の推進についてということでございます。

農業者年金の加入推進につきましては、本町につきましては毎年1人がノルマとなっておりまして、今年度も推進のほうをしていきたいというふうに思っております。今のところ、加入者につきましては14名です。毎年1人増えていっているという状況でございます。

それから、農業新聞につきましては、3月までは24名いらっしゃったんですが、ちょっと今回、兼務の上野係長が異動ということで、今回1人減という形になっております。したがいまして23名ということでございますので、当然、事務局からも農業委員会だより等では推進をいたしておりますが、皆様方からも推進のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。続けてよろしいですか。

会長（藤永 九市君） はい、どうぞ。

事務局長（金子 剛君） それから、②の5月の定例会日程でございますけども、5月におきましては、5月の26日火曜日を予定させていただきたいと思います。13時30分からでございます。五役会につきましては、18日月曜日に予定をさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長（藤永 九市君） それでようございますかね、皆さん。よろしくお願いします。その他のその他を。

事務局長（金子 剛君） それでは、③その他のその他でございますが、これも毎年お願いしているところでございますが、まず農業者年金の加入推進部長についてということで、今、31年度3月までは池田委員のほうに加入推進部長をお願いしまして、あと、推進委員ということで和田委員と山下委員にお願いをしているところでございます。令和2年度も、事務局の案としましては、引き続き池田委員のほうに推進部長をお願いできないかという

ことで今回上げさせていただいております。以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。ということでございます。五役会で、皆さん、そういうことでお願いしようかなということで決まっておりますけれども、御本人にもどうかよろしくお願ひしたいと思いますので、皆さん、どうぞ拍手をもってお願ひしたいと思いますが、よろしくお願ひします。（拍手）お世話をかけますけれども、よろしくお願ひします。なお、補佐的に、副という形の中で、女性議員2人の方もあわせて（聞き取り不能）いただきますことをお願い申し上げます。以上、よろしくお願ひします。それから次に、農地等の利用の最適化の推進について。

事務局長（金子 剛君） 次の農地等の利用の最適化の推進に向けてということでございまして、これは最適化推進会議を、全体会を年2回している状況でございます。ただ、今年度の3月に予定しておりましたけれども、皆様御存じのとおり、コロナ等で、会議が今ちょっとストップしているということでございます。この会議につきましては、人・農地プラン、この前、1集落、木場集落のほうが人・農地プランのほうは1集落だけは終わっておりますけれども、あと8集落、今後どうするかということで、県のほうと産業経済課と農業委員会が協力しまして、皆様のもとに説明に行きたいというふうに思っておりますけれども、その会議等をしたいというふうに考えているんですが、どうしてもちょっと今の現況、できないというのが現状でございまして、それができるようになれば直ちに会議のほうをしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。

以上、その他のその他まで、事務局のほうからの説明が全て終わりましたけれども、そのほか、皆さん方から何かございましたらお願ひします。8番、どうぞ。

8番（池田 邦義君） さつき机ば見たら、結局、農業委員の推薦、最適化推進委員さんもそうでしょうけど、この推薦届出書、我々農業委員が結局、町内会長か農業者の年配の方とか、そういうところに持つていって書いてもらわんばいかんわけです。ところが、結局、やめたくても、出せばお前がしろってなるわけよね。そこら辺ば、事務局で町内会長に渡すとか営農組合長に渡すとかそういう形をとってもらって、営農組合長からの推薦で農業委員になるとか、そういう形ばとってもわんばさ、これ、我々が持つていって書いてくださいっていうと、ああ、また、あんたがするとね、まあ、なるわけ。（笑声）ちょっと順序が逆じゃないかなと。もう、前回から、それは思いよったとけど。そういうのはもう、やめたくてもやめれんわけね、これを持っていったら。だから事務局のほうで営農組合長さんなりに電話ででも打診してもらって推薦してもらうほうが私はいいんじゃないかなと思い

ます。以上です。 (発言の声あり)

会長 (藤永 九市君) ありがとうございます。ちょっと待って。

事務局長 (金子 剛君) すいません。その件につきまして、一旦、総会を終わらせてもらって説明をしようかなと思つとったとです。すいません。

会長 (藤永 九市君) そういうことです。案件に上げておりませんでしたから。一旦切ってからその件には入りたいと、事務局長は思っていたようですので、ちょっと御了承いただきたいと思います。何かほかにございませんか。ないようでございますので、申し上げました案件につきましては全て終わりになります。終わらせていただきたいと思います。どうぞ、何か足早に行きましたけれども、こういう事態でございますので、何かと御了解いただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。締めた後、あと二、三、お繋ぎがございますので、そういうことで、一旦、本日の総会を終わらせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。本日は本当にありがとうございました。

(閉 会 午後2時08分)

上記のとおり相違ありません

会長 藤永九市

会議録署名委員 池田邦美

会議録署名委員 渡野卓也